

みやぎ広域スポーツセンター市町村・総合型クラブ支援業務  
先進総合型クラブへの視察支援事業実施要綱

(目的)

第1 地域住民のスポーツ活動をささえ、スポーツを通じた地域コミュニティを構築するための活動拠点となる総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という）は、人口規模や地域の特色によって様々な形態で設立されている。

この事業は、先進的な総合型クラブの取組を視察することにより、クラブ創設準備を円滑にすすめること、およびクラブ設立後の運営の充実を図ることを目的とする。

(視察事業の対象者)

第2 視察事業の対象者は、次に掲げる団体とする。ただし、総合型クラブ設立準備団体、および設立準備委員会を設置する総合型クラブ未設置市町村を優先する。

- (1) 市町村
- (2) 市町村体育・スポーツ協会
- (3) 県内総合型クラブ
- (4) 総合型クラブ設立準備団体

(視察内容)

第3 視察内容は、次のとおりとする。

- (1) 県内及び東北・北関東並びに新潟県の総合型クラブ設立に関わる聞き取り
- (2) 県内及び東北・北関東並びに新潟県の総合型クラブ活動状況の視察

(申請)

第4 別に定める「先進総合型クラブへの視察支援事業申込手続き」による。

(視察派遣の決定及び条件)

第5 視察派遣は、次のとおりとする。

- (1) 視察申請の内容を審査し、視察決定の通知をする。
- (2) 視察に係る旅費交通費、高速料金代（片道60Km以上に限る）、資料代等の経費以外は、対象外とする。
- (3) 宿泊経費は対象外とする。
- (4) 旅費交通費は、公益財団法人宮城県スポーツ協会職員旅費規程に準じ算出する。
- (5) 派遣に係る経費については申請した団体に補助するものとする。

(報告)

第6 別に定める「先進総合型クラブへの視察支援事業申込手続き」による。

(その他)

第7 この要綱に定めのあるもののほか、「先進総合型クラブへの視察支援事業」の実施に関して必要な事項については別に定める。

附 則

- この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成25年 5月27日から施行する。  
この要綱は、平成26年 4月 8日から施行する。

この要綱は、平成31年4月 8日から施行する。  
この要綱は、令和 8年4月 1日から施行する。